

博物館登録審査要綱

秋田県教育委員会

1. 目的

博物館法の一部を改正する法律が施行となり、博物館に求められる役割の多様化・高度化を踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館がその役割を十分に果たしていくための規定が整備された。秋田県教育委員会は、これに伴い、博物館の登録及び博物館相当施設の指定に係る審査について審査要綱を策定するものである。

2. 登録の申請について

博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、秋田県教育委員会の登録を受けるものとする。登録を受けようとする者は、秋田県教育委員会の定めるところにより、登録申請書を秋田県教育委員会に提出しなければならない。

【申請時に提出するもの】

- ①様式第1号「申請書」
- ②様式第2号「資料目録」
- ③館則の写し（目的・開館日・運営組織・その他運営上必要な事項を定める書類）
- ④博物館法（以降、法）第13条第1項各号の基準に適合していることを証明する書類

3. 審査について

秋田県教育委員会は審査にあたって、法第13条第1項の登録の要件及び基準について、同条第2項を踏まえつつ、次のとおり審査項目を定める。

なお、法第13条第3項にしたがい、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴取するものとし、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

	博物館登録	博物館相当施設の指定	提出・報告
審査項目	(1) 登録（法第19条第1項）取消の日から2年を経過しない者でないこと。	指定（法第31条第2項）取消の日から2年を経過しない者でないこと。	○運営方針 ○事業実施報告、年報、紀要等
	(2) 資料の収集・保管・展示、調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。		○目録（様式第2号） ○決算書 ○事業計画書
	(3) 職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。		○職員名簿 ○組織図 ○研修計画または実績
	(4) 施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。		○施設図面 ○案内図
	(5) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。		○リーフレット
	(6) 一年を通じて150日以上開館すること。	一年を通じて100日以上開館すること。	○館則等 ○開館日数の報告

4. 審査基準について

秋田県教育委員会は、審査項目の（２）体制、（３）職員、（４）施設・設備について、博物館法施行規則第19条から第21条までの規定を参酌し、次のとおり審査基準を定めるものとする。

	博物館登録	博物館相当施設の指定	参照資料
1 体制	(1)	資料の収集・保管・展示（電磁的記録の公開を含む）、調査研究及び教育普及等の実施に関する基本的運営方針を策定し公表するとともに、相当の公益性が確保されている。	○運営方針 ○館則
	(2)	(1)の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制がある。	○年報 等
	(3)	(2)に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制がある。	○目録（様式第2号）
	(4)	所蔵資料の展示、または特定の主題に基づき、所蔵資料若しくは借用資料による展示を行う体制がある。	○事業実施報告書 ○決算書 ○事業計画書 ○年報
	(5)	単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制がある。	○紀要 ○年報
	(6)	資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制がある。	○紀要 ○リーフレット ○年報
	(7)	法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されている。	○研修計画 ○年報
2 職員	(1)	1(1)の基本的運営方針に基づき、適切な管理運営を行うことができる館長が置かれている。	○職員名簿
	(2)	学芸員が置かれている。	
	(3)	運営に必要な職員が置かれている。	
3 施設・設備	(1)	資料の収集・保管・展示、調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されている。	○施設図面 ○年報 ○リーフレット ○案内図
	(2)	防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有している。	○施設図面
	(3)	施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされている。	○施設図面 ○リーフレット
	(4)	高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他施設の利用に困難を有する者が施設を円滑に利用するための配慮がなされている。	○案内図

5. 登録の実施について

登録は、秋田県教育委員会が様式第3号「登録原簿」に記載してするものとし、その旨を当該登録の申請した者に通知するとともに、法第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項及び登録の年月日について、インターネットにより公表するものとする。

6. 変更の届出について

博物館の設置者は、法第12条第1項第1号または第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を様式第4号「変更届出書」により、秋田県教育委員会に届けなければならない。（第15条第1項）※ただし、秋田県が設置する博物館についてはこれを適用しない。

秋田県教育委員会は、届出があったときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットにより公表するものとする。（法第15条第2項）

7. 定期報告について

博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、秋田県教育委員会の定めるところにより、定期的に秋田県教育委員会に報告しなければならない。（法第16条）※ただし、秋田県が設置する博物館についてはこれを適用しない。

なお、秋田県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告または資料の提出を求めることができる。（法第17条）

8. 勧告・命令について

秋田県教育委員会は、その登録に係る博物館が法第13条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができる。（法第18条第1項）

なお、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を命ずることができる。（法第18条第2項）

※ただし、秋田県が設置する博物館についてはいずれもこれを適用しない。

9. 登録の取消しについて

秋田県教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が法第19条第1号各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

秋田県教育委員会は、登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットにより公表するものとする。（法第19条第3項）

10. 博物館の廃止について

博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を様式第5号「廃止届出書」により秋田県教育委員会に届け出なければならない。（法第20条第1項）※ただし、秋田県が設置する博物館についてはこれを適用しない。

秋田県教育委員会は、届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用により公表するものとする。（法第20条第2項）

11. その他

- （1）博物館相当施設の指定や取消に係る規定については、登録博物館に準ずるものとする。
- （2）この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。